

店舗リフォーム費用の補助（第2回募集）

問合せ 建築指導課 ☎09191

市内の建築関連業者により、店舗のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。

対象となる店舗 営業用の小売店舗、理容業・美容業店舗、クリーニング店舗、主に食事を提供する店舗

対象となる工事 市内の建築関連業者が工事する店舗のリフォーム（修繕、補修、模様替え、増改築など）で、誰もが利用しやすいように段差解消などバリア

フリーの工事を併せて行うこと
▼リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上であること
▼補助金交付決定後、工事着手し、平成26年2月末までに工事完了するもの

対象外の工事 別棟の物置や別棟の広告塔などに係る工事
▼家具、電化製品、装飾品などの購入
▼他の補助制度を利用する工事

申込資格 市内に住所がある、個人事業主または市内に本店が登

記されている法人で、市内に自ら開業している人または開業しようとする人
▼市税などを滞納していないこと
▼本事業の補助金の交付を受けていないこと

補助内容 補助金は、店舗のリフォームに要する費用（消費税を除く）の10%に相当する額（千円未満の端数切り捨て）で1件当たり20万円が上限。

申込用紙配布時期・配布場所 8月1日（木）～11月20日（水）

市役所6階建築指導課で配布。また、市のホームページからダウンロードできます。

受付期間 8月1日（木）～11月20日（水）
※補助金交付申請額の合計が今回の予算額（100万円）を超えた場合は、期間内であっても締切ります

受付場所 市役所6階建築指導課
※詳しくは、問い合わせください

平成26年4月1日採用予定の廿日市市職員を募集します

問合せ 行政事務Ⅱ・保育士について 人事課 ☎09124
消防について 消防本部総務課 ☎09231

募集要項

区分	職種	採用予定人数	受験資格 (いずれも学歴不問)	受験案内 配布開始	受験申込書の 受付期間	第1次 試験日
後期試験	行政事務Ⅱ (高校卒業程度)	1人程度	平成4年4月2日以降に生まれた人	8月1日(木)	8月1日(木)～23日(金) インターネットによる申込受付期間 8月1日(木)～15日(木)	9月22日(日)
	保育士	7人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人で資格を有する人 (平成26年4月1日までに資格を取得する見込みの人を含む)			
	消防	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人			

試験会場 山陽女学園（廿日市市佐方本町1番1号）

受験案内・申込書の入手方法
①次の場所で配布しています。
市役所1階記載案内、3階人事課、あいプラザ、各支所地域づくりグループ、消防本部総務課、市内各消防署、市内各市民センター。
②市ホームページからダウンロードできます。
印刷して使用してください。
③郵便により請求できます。
手続きなど詳細は、問い合わせください。

受験申し込みの手続き
必要事項を記入した申込書を、市役所3階人事課まで持参または郵送で提出してください。
また、インターネット上での直接申込み（電子申請）もできます。詳細は、受験案内および市ホームページで確認してください。

児童手当を受けるには、現況届の提出が必要です

問合せ 児童課 ☎09153

6月以降の児童手当を受けるには、現況届の提出が必要です。

5月時点で手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。

この届は、毎年6月1日の状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件が

あるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、注意してください。また、提出が遅れると、支給が遅れてしまう可能性があります。早めに提出してください。

ただし、5月に新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる人や、5月31日までに転出などにより資格喪失となった人は提出の必要はありません。

なお、平成25年1月2日以降に転入された人は平成25年度（平成24年中）所得証明書が必要です。（平成25年1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行）

申請窓口 郵便のほか、市役所1階児童課および各支所市民福祉グループでも受け付けます。

国民健康保険 高額療養費の支給

問合せ 保険課 国保年金係 ☎09159

■（表1）70歳～75歳未満の人の自己負担限度額（月額）と負担割合（平成26年3月診療分まで）

区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院と外来を合算した限度額※3	高額療養費に 該当する場合
3割負担	一定以上所得者※1	・80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ・[44,400円]※4	同一月に支払った医療費の合計が、左記の額を超える場合
	一般	・44,400円	
1割負担	市民税非課税Ⅱ	・24,600円	
	市民税非課税Ⅰ※2	・15,000円	

※1 同一世帯に一定以上所得（課税所得が145万円以上）の70～75歳未満の国保加入者がいる人
※2 同じ世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税で、各自の所得が0円の場合（年金の場合は各自の年金収入から80万円を控除します）
※3 国民健康保険高齢受給者証（黄色）を持っている人が同一世帯に2人以上いる場合は、高齢受給者証を持っている人の自己負担額を合算した額が対象となります
※4 [] 内の金額は、年4回以上入院治療にかかる高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です
●月の途中で75歳年齢到達により後期高齢者医療に加入する時は、その月に限り、「加入前の医療保険」と「加入する後期高齢者医療」のそれぞれの自己負担限度額が（表1）の2分の1になります。

廿日市市国民健康保険に加入されている人で、同一月に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請により表の自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。概要は次の表のとおりです。

■（表2）70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

区分	自己負担限度額	高額療養費に該当する場合
上位所得者※5	・150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% ・[83,400円]※6	同一月に支払った医療費を①個人ごと、②医療機関ごとに分けて集計(外来、入院、歯科は別々)し、21,000円を超えた区分の額収書のみを合計が、左記の額を超える場合(処方せんに基づく薬を外部の調剤薬局で購入したときは合算します)
一般※7	・80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ・[44,400円]※6	
市民税非課税※8	・35,400円 ・[24,600円]※6	

※5 同一世帯の国保加入者全員の基礎控除後の所得合計が600万円を超える場合
※6 [] 内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です
※7 上位所得者および市民税非課税の区分にあてはまらない場合
※8 同一世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税の場合

該当すると思われる人は、保険課または各支所で手続きをしてください。手続きは、医療機関で診察を受けた月の翌月1日から起算して2年以内に行ってください。

申請手続きに必要なもの

- ①医療費の領収書
- ②保険証（高齢受給者証）
- ③印鑑（ゴム製不可）
- ④世帯主名義の預貯金通帳

国民健康保険の一部負担金減免制度

問合せ 保険課 国保年金係 ☎09159

国保の被保険者を対象に、医療機関窓口で支払う一部負担金を減額または免除する制度です。

入院治療で対象となるのは、直近3カ月の収入が昨年中の収入に比べて大きく減少し、生活保護基準の130%以内で、預貯金の保有額が生活保護基準の3カ月分以内の額しかない場合です。収入によって減免の割合は異なります。

また、外来治療で対象となるのは、国保税が減免されている（納期の設定がない時期は国民健康保険税が減免される場合と同等の収入や預貯金しかない）場合です。該当する場合は一律免除となります。

実際の要件は世帯ごとに異なります。また、困っている原因が生じてから6カ月以内に申請されることが条件です。まずは収入や預貯金に分かる資料を持って相談してください。

後期高齢者医療制度 高額療養費の支給

問合せ 保険課 医療係 ☎09160

高額療養費の支給対象となった場合、診療のあった月から約3～4カ月後に、広島県後期高齢者医療広域連合から必要書類が郵送されますので申請してください。

初回に限り申請が必要で、2回目以降は原則申請不要です。